

その他道路の使用手続きの流れ

一部の道路施設を除き、道路管理者への道路使用承認申請は必要ありませんが、警察への「道路使用許可」は、必要となります。警察では、「道路使用許可」を申請する際に、道路管理者の確認・承認を得ていることが条件となります。

そのため、道路管理者への確認・承認を求めるときは、下図のながれに基づき行っていただく必要があります。

(申請までの流れ)

1 事前協議(所轄警察署)

道路の使用について、警察との協議を行ってください。
協議を終えたのち、「道路使用許可申請書」作成し、道路管理者の確認・承認を得る際には、下記連絡先に電話にてご連絡ください。

東京港管理事務所
港湾道路管理課
03(5463)0224

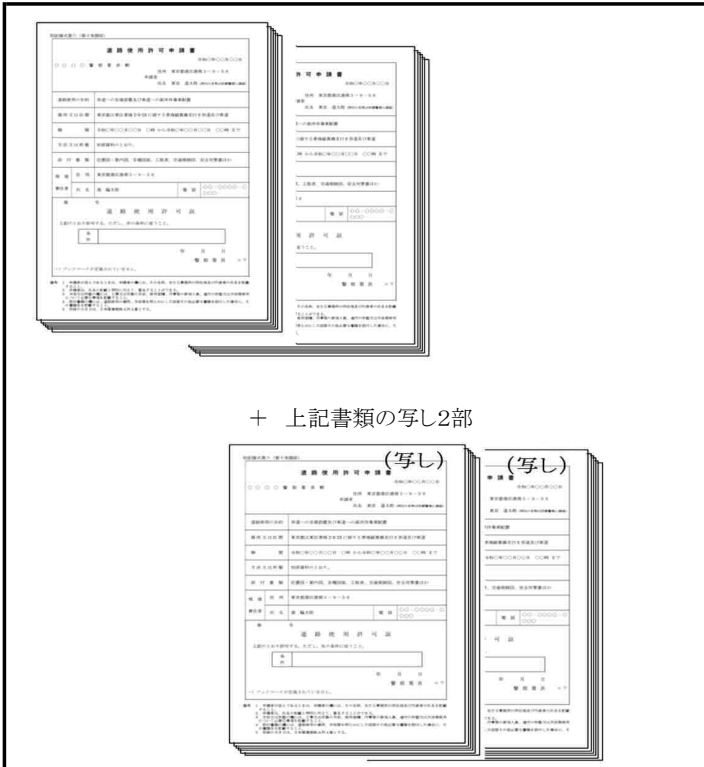
2 確認・承認

作成した「道路使用許可申請書」(2部)とその写し(これも2部)を道路管理者にご持参ください。
確認・承認として下図承認印を押印します

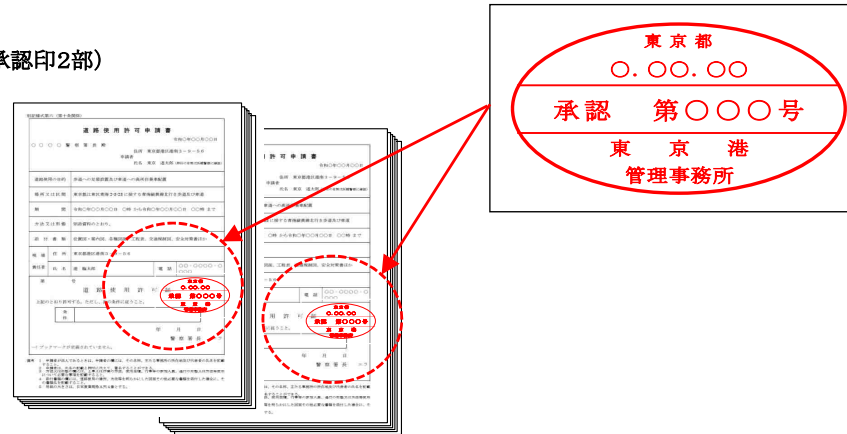
3 申請(所轄警察署)

道路管理者の確認・承認印の押した「道路使用許可申請書」を所轄警察署へ申請してください。

(所轄警察書部数を作成し、併せて写し2部を作成。)



(承認印2部)



写し2部は、こちらで保管します。